

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	重要文化財の現状変更等の許可の取消、現状変更等の停止の命令	
根 拠 法 令 名	文化財保護法	(条項) 第43条第4項
基 準 法 令 名		(条項)
所 管 部 署	教育委員会 文化財保護課	
【処分基準】 ・ 文書の名称【 】 ・ 掲載図書等【 】 ・ 内 容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載 1 当該重要文化財が建造物の場合 重要文化財（建造物）の現状変更等の許可の条件に従わずに行われた現状変更等で、当該現状変更等が当該指定建造物の意匠、材質、技法、環境等から構成される「文化財としての価値」の存続に相当程度の支障となるおそれがあると認められるとき。 2 当該重要文化財が美術工芸品の場合 重要文化財（美術工芸品）の現状変更等の許可の条件に従わずに行われた現状変更等で、次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 現状変更等が指定物件の保存及び指定の要件保持に支障となるおそれがあると認められること。 (2) 現状変更等が歴史的、芸術的、学術的等あらゆる角度からみて妥当であると認められないこと。 参考 〔根拠法令〕 (現状変更等の制限) 第43条 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。		

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。